

議案第 29 号

大野市 U25 夫婦支援事業実施要綱の一部を改正する要綱案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

事業の対象となる婚姻期間等の変更に伴い、所要の改正をするため

大野市U25夫婦支援事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第51号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、福井県が実施する<u>早婚夫婦支援事業</u>の一環として、新規に結婚した夫婦に対し、結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減することを目的に大野市U25夫婦支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和6年1月1日</u>から<u>令和7年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、福井県が実施する<u>U25夫婦支援事業</u>の一環として、新規に結婚した夫婦に対し、結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減することを目的に大野市U25夫婦支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚夫婦 <u>令和5年3月1日</u>から<u>令和6年3月31日</u>までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) (略)</p>

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者  
(以下「交付対象者」という。)  
は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 新婚夫婦の所得額(市町村長が発行する直近の所得課税証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。)が500万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、所得額から当該所得課税証明書の内容と同一の期間における貸与型奨学金の返済額を控除した金額が500万円未満)であること。

(3)～(5) (略)

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において1組の新婚夫婦につき1回限り100,000円とする。

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとするものは、令和7年3月31日までに、次に掲げる書類を添えて大野市U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者  
(以下「交付対象者」という。)  
は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 新婚夫婦の所得額(市町村長が発行する直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。)が500万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満)であること。ただし、夫婦の双方又は一方が離職し、無職の場合はその者についての所得はないものとする。

(3)～(5) (略)

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1組の新婚夫婦につき1回限り100,000円とする。

(支援金の交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとするものは、令和6年3月31日までに、次に掲げる書類を添えて大野市U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)を市長に

<p>提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。</p>
--	--

様式第1号を別紙のように改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第1条から第5条までの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大野市長 様

申請者 住所  
氏名

大野市U25夫婦支援事業支援金交付申請書兼請求書

みだしの支援金の交付を受けたいので、大野市U25夫婦支援事業実施要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。あわせて、同要綱第6条の規定により交付決定を受けた場合は、下記のとおり支援金の交付について請求します。

申請者住所	大野市		
婚姻日	年 月 日		
氏名	夫		妻
生年月日	年 月 日生	年 月 日生	
婚姻日における年齢	歳		歳
支援金額	金100,000円		
同意及び確認	<input type="checkbox"/> 市がこの支援金の申請の事務処理に必要な範囲において、私たちの戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得、市税の納付状況等について、市が調査することに同意します。（※同意される場合は、添付資料(1),(2),(3),(4)の添付を省略することができます。） 記名（夫 妻 ）		

振込先

金融機関名								支店名			種別	普通当座
口座番号								口座名義人				
								フリガナ				

(添付資料)

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者の市民税の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は返済額が確認できる書類の写し
- (6) 通帳の写し